

【令和8年度】

**埼玉県再資源化技術高度化支援
補助金
(二次募集)**

[募集要領]

令和8年6月

埼玉県環境部資源循環推進課

補助金の交付申請又は受給をされる皆様へ

本補助金については、本県の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本県としましては補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

したがって、本補助金の交付申請をされる方や申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして充分認識された上で補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 本補助金の申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 埼玉県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消などを行う場合があります。
- 3 本補助金の交付決定を通知する前に、着手(発注等を含む)した事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- 4 本補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の財産処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 5 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 6 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年率10.95%)を加えた額を返還していただきます。

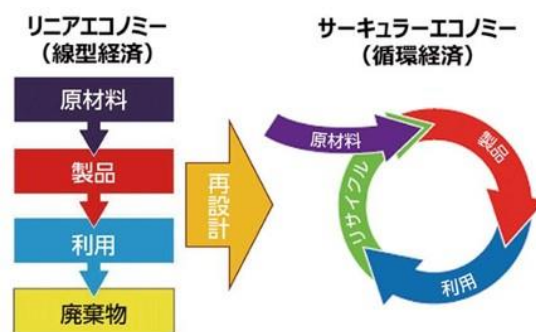
(1) 目的

本県は、資源の循環利用と県内産業の成長のため、サーキュラーエコミー^{*}を推進しており、高度な再資源化の技術や施設の実用化、普及を図り、廃棄物の処理を行う事業者によるサーキュラーエコミー型ビジネスを推進するために、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

なお、本補助事業は、「埼玉県再資源化技術高度化支援補助金交付要綱」及び「埼玉県再資源化技術高度化支援補助金交付要領」に基づき実施する事業です。

※サーキュラーエコミー:生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る経済活動。サーキュラーエコミーにつながる取組は、天然資源の発掘や廃棄物の不必要な焼却等を抑え、温室効果ガスの排出削減や自然への負荷軽減になると同時に、企業の経済成長にもつながることから、環境と経済が両立する持続可能な社会の実現のためにも重要になります。

廃棄物等を再資源化し、リサイクル材を販売するビジネスは、サーキュラーエコミー型ビジネスであると考えられます。今後、サーキュラーエコミーへの移行にあたり、再生材の量や質の確保等が非常に重要になることから、再資源化事業の更なる高度化等により、資源循環産業の発展を目指す必要があります。



リニアエコミーとサーキュラーエコミーのイメージ (出典) 環境省 HP

(2) 定義

用語の定義は、以下とします。

- ① 廃棄物…ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。
- ② 廃棄物等…次に掲げる物をいう。
 - (1) 廃棄物
 - (2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(前号に掲げる物を除く。)
- ③ 再資源化…廃棄物等の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。

【参考】中小企業者の考え方は、以下の中小企業庁のホームページをご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

(3) 補助事業者

補助金の交付対象となる事業者(以下「補助事業者」といいます。)は、次の全ての要件に該当する者となります。

- ① 県内の事業所で廃棄物の処理(廃棄物の収集又は運搬(積替え保管を除く)のみを除く。)を業として行う者又は行おうとする者
- ② 県内の事業所で廃棄物等の再資源化の設備等を整備し、直ちに事業化できる者
- ③ 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへの各規定に該当しない者
- ④ 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがある者
- ⑤ 法令順守上の問題を抱えていない者
- ⑥ サーキュラーエコノミーのリーディングモデルとして、県と協力し取組及び製品等を発信すること。
- ⑦ 事業の完了までに埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会の参画及び埼玉県環境SDGs取組企業宣言書の提出を行う者

(注1) 県内の事業所で廃棄物の処理(廃棄物の収集又は運搬(積替え保管を除く)のみを除く。)を業として行う者又は行おうとする者について(補足)

- ・県内の事業所で廃棄物の処理を行う産業廃棄物処分業者、一般廃棄物処分業者、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみを処分を業として行う事業者、プラスチック資源循環法に基づく認定を受けて廃棄物の処分を業として行う事業者等が対象です。県内の事業所で有価物のみを処理している場合は、対象になりません。
- ・県内の事業所で廃棄物の処理を業として行う場合であっても、廃棄物の収集運搬業(積替え保管を除く)のみを行う場合は、対象になりません。

(注2) 県内の事業所で廃棄物等の再資源化の設備等を整備し、直ちに事業化できる者について(補足)

- ・(注1)で記載した事業者が、補助事業で整備する再資源化設備等が処理する廃棄物等は、有価・無価を問いません。有価物のみを再資源化する設備等も対象です。
- ・廃棄物の中間処分等を行う県内の事業所とは、異なる県内の事業所に再資源化設備等を整備する場合も対象です。
- ・設備等の整備の事業を進めるにあたり、施設の設置に必要な許認可及び事業開始に必要な許認可について、既に取得している、または受ける見込みがある状況である必要があります。それらの許認可の見込みがない施設については、補助対象外となります。なお、許認可の見込みの有無については、必要に応じて担当課から関係行政庁に確認します。

(注3) サーキュラーエコノミーのリーディングモデルとして、県と協力し取組及び製品等を発信することについて

- ・補助事業で導入する設備・技術や製造されるリサイクル材等について、県が実施する情報発信等に御協力いただきます。情報発信の例としては、県ホームページによる紹介、事例集として掲載、県が実施するセミナー等における事例発表などが挙げられます。

(注4) 事業の完了までに埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会の参画及び埼玉県環境SDGs取組企業宣言書の提出を行う者について

・本県は、埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム内にサーキュラーエコノミー推進分科会(埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会)という、サーキュラーエコノミーを推進するための会員組織を設置・運用してします(年会費等無料)。当補助事業は、サーキュラーエコノミーを推進に資するものであるため、本組織への参画をお願いします。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/circular/platform/main.html>

・埼玉県環境SDGs取組企業宣言書についての詳細は、以下の県ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/sdgs/index.html>

(4) 補助事業

補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」といいます。)は、以下の全ての要件を満たす事業とします。

- ① 廃棄物等の再資源化施設の中核的技術やシステム等において先導性を有し、モデルとなる事業であること。
- ② 廃棄物等の再資源化効果が高く、県内への波及効果が見込めるもの。
- ③ 再資源化事業に伴い発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がされていること。
- ④ 令和9年3月14日までに事業の完了が可能なものであること。
- ⑤ 補助事業として採択後、補助事業の情報(企業名、事業テーマ、補助金額等)の公表が可能であること。
- ⑥ 同一の対象経費で国等の他の補助金等を重複して取得していないこと。
- ⑦ 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業でないもの。

(注1) 再資源化施設の中核的技術やシステム等において先導性を有し、モデルとなる事業について

最新の再資源化設備等のほか、従来の選別設備の組み合わせ等であっても、リサイクル材の質や量の確保につながるシステムなども対象となります。

(注2) 再資源化効果について

導入する設備等により製造されるリサイクル材の増加量のみで判断せず、リサイクル材の品質を高めることなども再資源化効果と考えられます。

(注3) 県内への波及効果が見込めるものについて

例として、県内における排出量等が多かったり、再資源化が困難だったりする廃棄物等を処理する場合は考えられます。

(注4) 令和9年3月14日までに事業の完了が可能なものであること、について

令和9年3月14日までに補助事業を完了していただく必要があります。よって、大がかりな工事等により施設の完了が数年後となり、補助対象設備等の納品、支払いも数年後になる事業等は、対象になりません。

(5) 補助対象経費

補助事業を行うために必要な経費のうち、次の経費を補助対象とします。

区分	科目	対象費用
事業経費	原材料費	試運転など、補助事業の実施に直接使用し消費される原材料、消耗品の購入に要する経費。 <注意事項> ① 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることとする。補助事業終了時点での未使用残高は補助対象とならない（費消した部分のみ）。 ② 原材料を補助対象として計上する場合は、受払簿を作成し、受払いを明確にすること。
	外注費	補助事業の実施に必要な設計、調査等の外注に必要な費用。
	委託費	補助事業の実施に必要な設計、調査等、外部の事業者等に委託する場合に要する経費。
	その他経費	上記以外で、知事が特に必要と認める経費。
設備整備費	機械装置・工具器具備品	補助事業の実施に必要な機械装置・ソフトウェア・工具・器具・備品等の購入、製造、改良、据付け等に要する経費。 <注意事項> 汎用性のある設備等は対象外とする。
	構築物	補助事業の実施に必要な構築物の購入、建造、改良、据付け等に要する経費。

(注1) 消費税及び地方消費税については補助対象外です。

(注2) 次に掲げるものは補助対象経費になりません。

- 施設の敷地となる土地の取得、賃貸、造成及び補償
- 他用途への使用や転用が容易な機械装置、工具器具
 (車両、汎用性が著しく高い工作機械・電子計算機器など)

(6) 採択予定件数

1～2件程度を予定しています。

(7) 補助率及び上限額

補助率による算出額と上限額のいずれか低い額が補助金交付申請額の上限となります。

補助率	上限額
補助対象経費の2分の1 (中小企業にあっては3分の2)	2,000万円

(注1) 補助金の交付(支払)は、実績報告書の提出後となりますので御注意ください。

(注2) 申請状況により、予算額を超える場合には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がありますのであらかじめ御了承ください。

(8) 事業期間

交付決定日から令和9年3月14日までです。

(9) 申請受付期間

補助金の交付申請の受付期間は次のとおりです。

令和8年6月29日(月)から令和8年7月17日(金)17時まで [必着]

(10) 提出書類

以下の書類を提出してください。

書類	説明
交付申請書(様式第1号)	
事業計画書(様式第1号 別紙) ※ 予算明細表を含む。	・指定様式を下記埼玉県ホームページからダウンロードして作成してください。
暴力団排除に関する誓約事項	URL: https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/circular/hojyo/r8_hojyo1.html
廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへの各規定に該当しない者に関する誓約書	・押印は不要です。 ・作成にあたっては、上記ホームページの記入例もご確認ください。
経営状況表(法人の場合)又は資産に関する調書(個人の場合)	・事業完了期間は、 令和9年3月14日 です。事業計画にご注意ください。
補助事業に係る資金の調達計画	
埼玉県内の事業所等に係る事業税の確認書類(①又は②のいずれか一方)	① 納税状況等確認システム等による納税情報等の確認に関する同意書(参考様式) ② 納税証明書(直近1期分) 【補足】②納税証明書(直近1期分)について 県税事務所から、埼玉県内の事業所等に係る以下のいずれかの証明書を取得してください。 ア 「滞納額がないことの証明」で、県税の滞納額がないことを証明する。 イ 「税額等の証明」で、直近1期分の以下を証明してください。 ・法人の場合:「法人県民税」及び「法人事業税・特別法人事業税」 ・個人の場合:「個人事業税」
(法人の場合)納税状況等確認システム等による納税情報等の確認に関する同意書(参考様式)又は履歴事項証明書 (個人の場合)住民票の写し	・(法人の場合)履歴事項の確認書類 事業税の確認書類において、「① 納税状況等確認システム等による納税情報等の確認に関する同意書(参考様式)」を提出されない方は、履歴事項全部証明書を提出してください。 (注)履歴事項証明書又は住民票の写しは、提出日より3か月以内のものを提出してください。
貸借対照表、損益計算書(内訳として販売費及び一般管理費、製造原価報告書)、株主資本等変動計算書及び個別注記表(直近3期分)	・法人の場合 ・財務諸表が3期分ない場合は、ご相談ください。
会社案内	・法人の場合
処理フロー図(設備等導入前・導入後)	・処理する廃棄物等の発生から、リサイクル製品が利用されるまでのフロー ・物の流れのどこが対象設備の再資源化工程かが具体的に分かるように強調してください。
対象設備等の図面・構造図・パンフレット等	
補助対象施設の処理能力が分かる書類(仕様書・パンフレット等)	
事業所内の建物及び施設の配置図(平面図)(設備等導入前・導入後)	・模式図でも可 ・対象設備が分かるように強調してください。

主たる設備等の見積書の写し	
(県内の事業所で廃棄物の処理を業として行う者)それを証する書類	廃棄物中間処分業許可証等
(県内の事業所で廃棄物の処理を業として行おうとする者)行う予定であることを示す書類	廃棄物処理施設許可証、事前協議の承認書等
導入する設備等に関する必要な許認可等の書類	廃棄物処理施設許可証の写し等
補助事業計画を説明する参考資料がある場合は当該資料	申請内容をパワーポイントなどでわかりやすくまとめた資料があれば添付してください(最大 10 枚程度)。

○ 申請にあたっての注意点

- ・ 原本が紙媒体の書類については、全て電子データに変換してください。
- ・ 申請にあたっては、提出書類の不足や記載漏れなどがないよう、提出前に十分にご確認ください。
- ・ 必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。
- ・ 申請書類は、必要に応じて修正や再提出をお願いする場合があります。
- ・ 申請書等の提出について、書類の不足や記載内容等に形式上の不備がある場合には受理できませんので、ご注意ください。
- ・ 不足、不備等があった場合で県が指定する期限までに対応がない場合、不採択となる場合がありますので、ご注意ください。

(11) 応募方法

受付期間内に、必要書類を以下の提出先へ原則**電子メール**で提出してください。

提出先 : 埼玉県環境部資源循環推進課サーキュラーエコノミー担当

電話: 048-830-3107

E-mail: a3100-10@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名: 「(企業名) 埼玉県再資源化技術高度化支援補助金(二次募集)の交付申請」

(注1) 電子メールでの提出が困難な場合は資源循環推進課に事前相談の上、期限までに郵送又は持参してください。

(注2) 通信トラブルや添付ファイルの容量制限等でメールが受領できない場合も考えられますので、メール送信後、電話(048-830-3107)でその旨をご連絡くださいますようお願いいたします。

(注3) ファイルは約 10Mb までメールに添付できます。容量がオーバーする場合は、県にご連絡ください。

(12) 審査・選定

審査は、原則として、書面審査及びプレゼンテーション審査により行います。プレゼンテーション審査の際は、県が指定する日のご参加をお願いします。

審査・選定の結果に基づき、予算の範囲内で採択の可否を決定し、結果を通知します。

主に以下の観点等により審査を行います。

- ・廃棄物等の再資源化施設の中核的技術やシステム等において先導性を有し、モデルとなる事業であるか。
- ・廃棄物等の再資源化効果が高く、県内への波及効果が見込めるか。
- ・再資源化事業に伴い発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がされているか。
- ・期間内に計画が完了する見込みがあるか。(技術的能力を有しているか、体制が整っているか、工程に無理がないか等)
- ・カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ(自然再興)にも資する事業か。

上記の審査を行うにあたり、企業の財務・経営に関する点を考慮します。

(注1) 審査の経過や選定委員会等に関するお問い合わせには応じかねます。

(注2) 企業の財務・経営に係る審査の結果により、採択しない場合があります。

(13) 補助金の支払い

補助金の支払は精算払いとします。

(14) 事業支援

補助事業の遂行において、埼玉県産業振興公社、埼玉県産業技術総合センター及び埼玉県環境科学国際センターによる支援を活用できる場合がありますので、必要に応じて相談してください。

(15) 補助事業実施に当たっての留意点

交付決定を受けても、下記の条件、制限に違反した場合には、交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりすることがあります。

[1] 事業実施における義務事項

- ① 事業日誌及び経費支出状況表の作成
- ② 事業記録の整備保管(補助事業終了後5年間)
- ③ 補助対象物件に対する表示
- ④ 補助事業に係る試作品、機械装置、仕損品等の保管(補助事業終了後5年間)

※以下については、該当する場合は義務事項が発生する。

- ⑤ 消耗品の記録(補助事業終了後5年間)
- ⑥ 預り書の整備保管
- ⑦ 事業計画の変更(中止、廃止を含む)の制限
- ⑧ 財産処分の制限

[2] 経理における義務事項

- ① 補助金流用の禁止
- ② 帳簿の記載、支出関係書類の整備保管(補助事業終了後5年間)
- ③ 補助事業物件の速やかな検収
- ④ 補助対象経費の支出は金融機関への振込とし、消費税込で50万円未満の支出の場合は現金による支払も認める。その場合は、領収書等の証拠書類を整備、保管すること。

[3] 報告書類の提出について(いずれも様式指定)

- ① 遂行状況報告書〔提出時期:求めがあった日から30日以内〕
- ② 実績報告書〔提出時期:補助事業年度3月上旬〕
- ③ 事業化状況報告書〔提出時期:補助事業終了後3年間(毎年4月中旬)〕

※以下の報告書類は該当する場合に提出する。

- ④ 計画変更承認申請書
- ⑤ 事業中止(廃止)承認申請書
- ⑥ 遅延報告書
- ⑦ 財産処分承認申請書
- ⑧ 産業財産権取得等の届出

[4] その他注意事項

- ① 機械装置等の購入については、補助事業に係る試作開発等に限定して使用するものでないと対象とならない。
- ② 補助事業完了後の確定検査を経ないと補助金は交付できない。補助事業年度中は、自己資金で事業を遂行すること。
- ③ 補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習と異なる場合があるため注意すること。
- ④ TV・新聞等のマスコミに取り上げられる際には、事前に県に情報提供をすること。
- ⑤ 各種書類の提出に当たり行政書士以外の者が提出書類を有償で作成すること、及び相談の範囲を超えて有償で添削支援を行なうことは、行政書士法第19条に抵触する恐れがあります。

(16) その他

この要領に定めることのほか、補助金事務の執行に関して必要な事項は別に定めます。

この募集要領に関するお問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県環境部資源循環推進課 サークュラーエコノミー担当
TEL: 048-830-3107
Mail: a3100-10@pref.saitama.lg.jp
URL: https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/circular/hojyo/r7_hojyo2.html